第六十八条第五項第三号中「第百五十条の三第一項」の下に「若しくは第四項」を、「同条第三項」の下に「又は第六項」を加え、同項第四号中「第七項第一号」を「第七項」に改め、同号イ中「第八十二条の二第二項第一号イ(3)」を「第八十二条の三第二項第一号イ(3)」に改め、「ある」の下に「場合及び当該水準に係る構成会社等又は共同支配会社等（無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等にあつては、当該無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等）に係る次に掲げる税を課することとされるものがない」を加え、同号イに次のように加える。

(1)　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税

(2)　各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税

第六十八条第五項第四号ロ中「第八十二条の二第二項第一号」を「第八十二条の三第二項第一号」に改め、「水準」の下に「（当該水準に係る構成会社等又は共同支配会社等（無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等にあつては、当該無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等）に係るイ(1)及び(2)に掲げる税を課することとされるものがない場合を除く。）」を加え、同条第六項第一号中「最終親会社等　次」を「最終親会社等（内国法人に限る。）　次」に改め、同号イ(1)中「第八十二条の二第二項第一号イ(1)」を「第八十二条の三第二項第一号イ(1)」に改め、同号イ(2)中「第八十二条の二第二項第一号イ(3)」を「第八十二条の三第二項第一号」に改め、同号ハ(1)中「第八十二条の二第二項第一号イ(1)」を「第八十二条の三第二項第一号イ(1)」に改め、同号ハ(2)中「第八十二条の二第二項第一号イ(3)」を「第八十二条の三第二項第一号イ(3)(i)」に改め、同号ハ(3)中「第八十二条の二第二項第一号ロ」を「第八十二条の三第二項第一号ロ」に、「第八十二条の二第二項第一号イ(3)(i)」を「第八十二条の三第二項第一号イ(3)(i)」に改め、同号ハ(4)中「第八十二条の二第二項第一号ニ」を「第八十二条の三第二項第一号ニ」に改め、同号ニ中「の法第八十二条の二第二項第四号」を「の法第八十二条の三第二項第四号」に改め、同号ニ(1)中「第八十二条の二第二項第四号イ(1)」を「第八十二条の三第二項第四号イ(1)」に改め、同号ニ(2)中「第八十二条の二第二項第四号イ(2)」を「第八十二条の三第二項第四号イ(2)」に改め、同号ニ(3)中「第八十二条の二第二項第四号ロ」を「第八十二条の三第二項第四号ロ」に、「第八十二条の二第二項第六号ハ」を「第八十二条の三第二項第六号ハ」に改め、同号ニ(4)中「第八十二条の二第二項第四号ニ」を「第八十二条の三第二項第四号ニ」に改め、同号ホ中「（法第八十二条の二第一項」を「（法第八十二条の三第一項」に改め、同号ホ(1)中「第八十二条の二第一項第一号イ」を「第八十二条の三第一項第一号イ」に改め、同号へを同号トとし、同号ホの次に次のように加える。

ヘ　特定多国籍企業グループ等の法第八十二条の十一第二項に規定する国内グループ国際最低課税残余額及びその計算の基礎となるべき事項

第六十八条第六項第二号中「（令」を「（内国法人に限るものとし、令」に、「次号」を「第四号」に改め、「被部分保有親会社等（」の下に「内国法人に限るものとし、」を加え、「国際最低課税額の」を「国際最低課税額及び国際最低課税残余額（法第八十二条の十一第一項又は第百四十五条の二第一項（国際最低課税残余額）に規定する国際最低課税残余額をいう。次号において同じ。）の」に改め、同項第三号中「指定提供内国法人（」を「指定提供法人（」に、「構成会社等である内国法人」を「グループ国際最低課税額等報告対象法人」に、「内国法人の」を「グループ国際最低課税額等報告対象法人の」に改め、同号イ中「第二百十二条第三項第二号（特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「第二百十四条第三項第二号（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等」に、「第百五十条の三第三項」を「同条第三項」に、「第百五十条の三第一項」を「同条第一項」に改め、同号ロ中「指定提供内国法人」を「指定提供法人」に、「前号」及び「同号」を「前二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　前二号に掲げる構成会社等以外の構成会社等（法第八十二条第十六号に規定する各種投資会社等及び次号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）　第一号に定める事項（当該構成会社等の国際最低課税残余額の計算に必要な部分に限る。）

第六十八条第七項第一号中「第八十二条の二第六項」を「第八十二条第三十一号」に改め、同項第二号中「第八十二条の二第七項（」を「第八十二条の三第七項（」に改め、同号イ中「第八十二条の二第七項」を「第八十二条の三第七項」に改め、同号ロ中「第八十二条の二第二項第一号」を「第八十二条の三第二項第一号」に改め、同項に次の一号を加える。

三　法第八十二条の十一第三項の規定　前項第一号イに規定する国別実効税率に係る構成会社等又は共同支配会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税を課することとされるものがない場合における当該構成会社等又は共同支配会社等の所在地国（無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等にあつては、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税を課することとされるものがない場合における当該無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等）に係る同号に定める事項は、次に掲げる事項とする。

イ　法第八十二条の十一第三項の規定の適用に関する事項

ロ　その他参考となるべき事項

第六十八条第八項中「第二百十二条第一項」を「第二百十四条第一項」に、「第三十八条の二十八第四項」を「第三十八条の二十八第二十項、第二十一項若しくは第二十三項」に改め、同条第九項中「第二百十二条第二項」を「第二百十四条第二項」に、「は」を「は、第三十八条の二十八第二十一項若しくは第二十三項又は」に改め、同条第十項中「特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「グループ国際最低課税額等報告事項等」に、「の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名（法人番号を有しない法人にあつては、名称及び納税地並びに代表者の氏名）を」に「に関する次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　これらの法人のうち内国法人については、当該内国法人届出事項（内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名（法人番号を有しない内国法人にあつては、名称及び納税地並びに代表者の氏名）をいう。第十七項第一号及び第十九項第一号において同じ。）

二　これらの法人のうち外国法人については、当該外国法人届出事項（外国法人の名称、納税地、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号並びに恒久的施設等（法第八十二条第六号に規定する恒久的施設等をいい、その所在地国が我が国であるものに限る。以下この号において同じ。）を通じて行う事業の経営の責任者の氏名（法人番号を有しない外国法人にあつては、名称、納税地及び本店又は主たる事務所の所在地並びに恒久的施設等を通じて行う事業の経営の責任者の氏名）をいう。第十七項第二号及び第十九項第二号において同じ。）

第六十八条第十二項中「第百五十条の三第六項」を「第百五十条の三第八項」に、「同条第四項」を「同条第七項」に、「同条第五項」を「同条第八項」に、「の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名（法人番号を有しない法人にあつては、名称及び納税地並びに代表者の氏名）」を「に関する次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　これらの法人のうち内国法人については、当該内国法人届出事項

二　これらの法人のうち外国法人については、当該外国法人届出事項